

# 集中弁論のすすめ

## ——書面による準備手続の活用——

西 口 元

- 第1 民事訴訟改革の歴史
  - 1 挫折の繰り返しと民事訴訟の「明治維新」
  - 2 新民事訴訟法施行後の「元の木阿弥」
- 第2 新民事訴訟法下の民事訴訟の実情
  - 1 司法統計からみた新民事訴訟法下の民事訴訟
  - 2 新民事訴訟法下の争点整理の特徴
- 第3 三分間弁論の弊害とその原因
  - 1 弊害
  - 2 原因
- 第4 民事訴訟改革方策の基本
  - 1 民事訴訟の理念との整合性
  - 2 利用者の満足度向上
  - 3 民事訴訟のIT化・AI化の前提条件
- 第5 書面による準備手続の活用による集中弁論
  - 1 日本の法曹体質との整合性
  - 2 書面による準備手続の理論上の問題点
  - 3 書面による準備手続（電話会議システム）の利用による審理モデル
- 第6 民事訴訟の課題
  - 1 少子高齢化社会・経済の空洞化への対応
  - 2 法曹界の自由闊達さ
  - 3 研究者と法曹との交流
  - 4 ITとAIの活用

## 第 1 民事訴訟改革の歴史

### 1 挫折の繰り返しと民事訴訟の「明治維新」

明治23年制定の旧民事訴訟法は、適正・迅速な民事訴訟を目指して、大正15年の改正等の幾多の改正を経たものである。しかし、改正直後には、それなりに改正の成果を出したものの、しばらくすると元の木阿弥になっていった。<sup>(1)</sup>

そのような民事裁判に対しては、民事訴訟を最大の収入源とする弁護士界も国民の民事訴訟離れに危機感を覚えたほか、経済取引に伴って必然的に発生する紛争の迅速な解決等を求める経済界も民事訴訟の改革を強く要望した。このような裁判所外の動きに呼応するかのようになり、大阪地裁の裁判官を中心にした一部の裁判官は、「五月雨式証拠調べ」という形骸化した民事訴訟を改革し、「争点整理」や「集中証拠調べ」の実現に取り組み、一定の成果を挙げた。その成果は、平成8年制定の新民事訴訟法182条等に結実した。<sup>(2)</sup>「平目裁判官」(上司の評価ばかりを気にする裁判官)や「司法官僚」と陰口をたたかれてきた日本の裁判官の面目躍如の観があった。

### 2 新民事訴訟法施行後の「元の木阿弥」

ところが、新民事訴訟法施行から約20年が経過し、これまでの挫折の歴史と同じく旧法時代の「元の木阿弥」状態になっているとの指摘がされるようになった。すなわち、「集中証拠調べ」は、本来の姿とはほど遠いが、それなりに実施されてはいるものの、争点整理を目的とする弁論準備手続においては、旧民事訴訟法下の弁論兼和解と同じく、準備書面を交換した後すぐに和解協議に入り、活発な争点整理がされることはほとんどない、というものである。<sup>(3)</sup>

このような指摘が正しいかどうかは、詳細な実態調査がされていない現

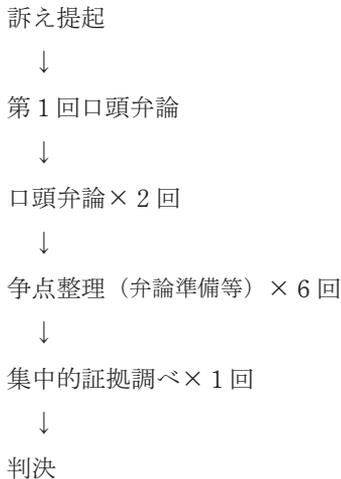
状では、必ずしも明らかではない。しかし、私の裁判実務の経験や他の裁判官の審理状況の見聞及び弁護士の意見等からすると、上記指摘は、的を射ているものと思われる。<sup>(4)</sup>

## 第2 新民事訴訟法下の民事訴訟の実情<sup>(5)</sup>

### 1 司法統計からみた新民事訴訟法下の民事訴訟

新民事訴訟法下の民事訴訟の実情（平均的モデル）については、既に拙稿等で明らかになっている。<sup>(6)</sup> その要約を図示すれば、以下のとおりである。

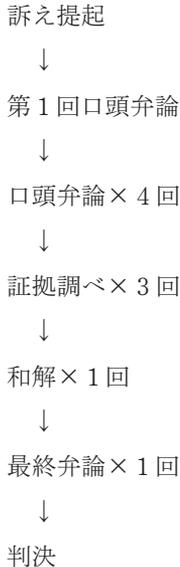
〔新民事訴訟法下の民事訴訟の平均モデル〕



その結果、審理期間19月、期日回数11回（口頭弁論3回＋争点整理〔実質和解を含む〕6回＋証拠調べ1回＋判決1回）となる。

新民事訴訟法の影響を理解するために、以下においては、旧民事訴訟法下の民事訴訟の平均的モデルを図示する。

〔旧民事訴訟法下の民事訴訟の平均モデル<sup>(7)</sup>〕



その結果、審理期間23月、期日回数11回（口頭弁論 6 回＋証拠調べ 3 回＋和解 1 回＋判決 1 回）となる。なお、和解期日から最終弁論期日までの間は、最終準備書面作成のために尋問調書を必要とするから、尋問調書作成期間等を加えると、2 か月程度が必要となる。

新民事訴訟法下の平均モデルと旧民事訴訟法下の平均モデルを比較すると、審理期間が約 4 か月短縮しているが、これは、主として、約 3 回に分かれていた人証調べを集中して 1 回程度にした結果、通常、証拠調べ期日の間隔が弁論期日の間隔よりも長く約 2 か月であることから、約 4 か月（約 2 月× 2 回）短縮したものと思われる。したがって、審理期間の短縮に貢献したのは、集中証拠調べのみということになり、他の新制度（弁論準備等）は、ほとんど成果を挙げていないことになる。

## 2 新民事訴訟法下の争点整理の特徴

### (1) 三分間弁論

日本の民事訴訟の口頭弁論の実状は、上記のとおり、日本の民事訴訟の代名詞ともいえる「準備書面の交換儀式」の「3分間弁論」を1月に1回程度するという「五月雨弁論」である。すなわち、第1回口頭弁論においては、「訴状陳述」と原告が言い、次に「答弁書陳述」と被告が言い、その後には裁判官の若干の求釈明があつて、次回期日の調整に入り、実質的な弁論は3分間程度で終わる。その1月程度後に開かれる続行の口頭弁論期日においても、同様であり、「準備書面陳述」と原告が言えば、「次回に反論します」と被告が言って、次回期日が指定される。

弁護士は、弁護士事務所の所在地によって異なるものの、このような三分間弁論のために通常往復30分から1時間かけて出頭しなければならない。いうまでもなく、このような訴訟運営は、極めて効率が歩く、国民の税金で運営されている司法の予算の増大につながるほか、当事者負担となる弁護士費用が増大するのみならず、弁護士自身も限られた執務時間が大量に使われることとなる。極論すると、常識を持っている国民がこのような民事訴訟の実態を知ると、裁判所や弁護士に対して「税金泥棒」とか「弁護士報酬を搾取する詐欺師」であるとして厳しい非難を浴びせるであろう。

### (2) 弁論準備兼和解

確かに、通常3分間で終わる口頭弁論とは異なり、争点整理期日である弁論準備手続期日においては、審理時間は、15分から30分と長いものの、争点整理に費やされる時間は必ずしも長くはない。弁論準備手続においては、活発な口頭の議論がされることは希であり、準備書面交換儀式の後に行われる和解協議が中心であるから、実態は、三分間弁論準備に和解協議を組み合わせた「弁論準備兼和解」である。

そもそも準備書面は、口頭弁論又は弁論準備のために事前に提出される

ものであって、それにより、口頭弁論又は弁論準備においては、活発な口頭の弁論が予定されているはずである<sup>(8)</sup>。しかし、現実には、一方から、準備書面が期日の約1週間前(場合によれば、期日当日)に提出され、その約1月後に開かれる次回期日にその反論の準備書面が提出されるという「五月雨弁論」(交互型弁論)が行われ、裁判官の的確な訴訟指揮がされない場合には、当事者双方が独自に理解している争点に沿った「噛み合わない準備書面」を交互に提出して、「漂流型弁論」になっていくのである。

### 第3 三分間弁論の弊害とその原因

#### 1 弊害

##### (1) 低い労働生産性

裁判所と弁護士事務所との距離等は、地域によって異なるが、通常、弁護士事務所と裁判所との間の往復時間は、計30分から1時間程度であり、高裁事件の場合には、通常、約2時間程度になる。「三分間弁論」のためにこれほどの時間をかけるのは、極めて効率が悪い。当事者本人を同行した場合、大部分の当事者本人は、三分間弁論を経験して「もう審理は終わったのですか?」と怪訝な顔をする。裁判所見学に外国人を同行した場合には、外国人の反応は、日本人よりも明白であり、「裁判として理解不能」ということに尽きる。

「三分間弁論」は、まさしく「世界遺産」というべきものである。もっと理解不能なことは、このような「三分間弁論」の滑稽さについて、裁判所のみならず弁護士や研究者等からも、一部の者を除いて、批判の声等が挙がってこないことである。日本の民事訴訟実務の症状は、かなり重症である<sup>(9)</sup>。

##### (2) 密室性

憲法は、国民の基本的人権(財産権等)を具体化した実体権(所有権等)

を保護するために「独立した裁判官」（憲法76条3項）が「公開法廷」（憲法82条1項）において「適正手続」（憲法31条）で審理することを規定している<sup>(10)</sup>。

ところが、「三分間弁論」は、形式的には、誰でも傍聴することができるが、実質的には、何の審理をしているか分からないから、公開の精神を著しく損ねている。

### （3）低い真実発見可能性

確かに、民事裁判は、入手することができる裁判資料には限界があるし、経験則を適用して認定される事実の証明度は、「高度の蓋然性」（約80%の確率）で足りることからして、「相対的真実」を追求するものにすぎない<sup>(11)</sup>。しかし、可能な限り真実を追求することは、利用者の信頼を得る早道であるから、裁判官及び弁護士等は、真実追求に向けて努力を怠ってはならない。

ところが、「三分間弁論」では、口頭で議論することはほとんどなく、書面交換儀式にすぎない。「書面は平気で嘘をつく」ことは、先人達の経験や心理学等からも裏付けられていることであるが、準備書面の交換だけでは、主張する内容を理解することは困難であるし、弁論の全趣旨（口頭弁論に現れた一切の資料・模様・状況）が機能する場面を制限することになる<sup>(12)</sup>。

## 2 原因

口頭弁論又は弁論準備における争点整理手法については、多数の手法が提案され、実践もされている<sup>(13)</sup>。しかし、口頭弁論又は弁論準備を経験している弁護士等の感想等を聞くと、このような先進的な争点整理手法を採る裁判官は、極めて少ないものと思われる。

このような形式的弁論という悪しき慣例が横行している理由については、詳細な実態調査がされていないので、正確なことは分からない。しかし、私の実務経験や多数の民事訴訟を経験している弁護士等の意見等によ

ると、以下の理由が考えられる。

### (1) 問題意識のなさ

これは、先例を重視する法曹界一般の体質によるものである。すなわち、法曹は、先輩達が何ら問題意識を持たずに三分間弁論を墨守してきたことから、機械的にそれを受け継いで三分間弁論を行っているというものである。

これは、民事訴訟法改正前夜の民事訴訟実務改善運動において、大阪地裁を中心として行われた「集中証拠調べ」の実践に対して向けられた無関心又は批判と同じである。その当時では、「先輩達が続けてきた五月雨審理のどこが悪いのか」などと言われたものである。<sup>(14)</sup>

現役裁判官等が三分間弁論に対する問題提起をほとんどしないことなどからすると、この点が三分間弁論が続いている最も大きな原因であると思われる。

### (2) 裁判官の官僚的体質

これは、裁判官が行政官僚と同じ人事体制（キャリアシステム等）の下にいることから、行政官僚と同じ減点主義（遊ばず仕事せず）が横行し、先例とは異なる新しい訴訟運営を始めるといった意欲を削いでいるのではないかというものである。裁判官も人間であるから、新しいことにチャレンジして失敗し、人事評価が下がることを気にするのは、人情として非難することはできない。多数の裁判官は、キャリアシステムの下、一部の裁判官がこれといった業績や実績がないにもかかわらず減点がないということから俗にいう「出世」しているのを見ているというのである。

「制度が人を作る」といわれるが、行政官僚と同じく、転勤があり、下級審から上級審へと昇進し、人事評価制度もほぼ同じという「キャリアシステム」を変えない限り、前記のような体質は残るものと思われる。

### (3) 準備書面提出圧力の必要性

これは、法曹の世界ではよく言われることである。多数の弁護士は、五月雨審理に慣れ親しんでいることなどから、細かく期日を入れないと、準

備書面を提出しないというものである。これは、三分間弁論の問題性を自覚している法曹がよく口にすることであり、いわば「良心の呵責」から逃れるための方便のようなものである。

しかし、準備書面提出圧力を高めるためには、時機に後れた攻撃防御方法の却下（民事訴訟法157条）の活用や後記の準備書面等の提出方法の工夫等で十分に対応することが可能である。

#### （４） 活性化した弁論の負担

争点整理として30分程度の口頭の弁論をするためには、裁判官も弁護士も事前に記録を十分に検討し、判例や学説等を調査する必要がある。ところが、「三分間弁論」という準備書面交換儀式であれば、裁判官としては、当事者に対し、「この点について、次回までに明らかにして下さい」と言って、次回期日の宿題を与えるだけで足りるし、弁護士としても、指摘された問題点については、「次回期日に明らかにします」と述べれば事足りる。裁判官も弁護士も、期日の負担という点に限れば、三分間弁論の方が楽なのである。

しかし、「三分間弁論」のために往復約30分間から2時間をかけて出頭するのは、弁護士としても負担になるし、細切りに法廷に赴くことから裁判官も判例調査等の執務時間をとられることになる。結局のところ、「三分間弁論」の方が負担が軽いというのは、近視眼的見方にすぎないといえよう。

以上のような多様な原因が重なりあって「三分間弁論」が今なお続いているものと思われる。

## 第 4 民事訴訟改革方策の基本

### 1 民事訴訟の理念との整合性

#### (1) 公正・迅速な裁判

民事訴訟の理念は、「公正迅速」な裁判の実現である（民事訴訟法 2 条）。「公正」とは、公平かつ適正なことを意味し、「迅速」とは、審理期間が主観的にも客観的にも短いことをいう<sup>(15)</sup>。

#### (2) 経済性

民事訴訟法上、「訴訟の経済性」は、明記されていないが、そもそも訴訟費用を負担するのは当事者であるし、最終的には、訴訟制度は国民の税負担で運営されるのであるから、極力無駄を省いて、当事者又は国民の経済的負担を軽くすべきことは自明のことである。この意味で、訴訟関係者は、「費用対効果」を常に意識し、定型的判断が中心の訴訟類型では、積極的に IT（情報技術）や Ai（人工知能）を活用するなどして、裁判所外での和解等をすべきであろう<sup>(16)</sup>。

### 2 利用者の満足度向上

#### (1) 国民に対する司法サービスの提供

民事訴訟は、実体法の統一解釈を示して経済活動の指針を提示することを目標にしてはいるが、判例は、基本的には、当該事実関係を前提にしたものであって、その射程範囲は、必ずしも広いものではない。民事訴訟の目的は、基本的には、憲法上の人権を具体化した実体権を保護することにあることから明らかなとおり、当事者の権利を保護することを通じて司法サービスを当事者に提供することにある。

#### (2) 司法サービスの質の向上

提供する司法サービスの質を規定するのは、前記の「公正迅速」の有無

であるが、それを評価する客観的物差しは乏しいから、最終的には、国民に対する司法サービスの提供という民事訴訟の使命からして、「利用者の満足度」が判断基準となる。

利用者の満足度を規定するのは、前記のとおり、「審理の公平」と「審理期間」である。「審理の公平」を直接示す統計数値はないものの、紛争解決率（判決解決率+和解率）は、利用者の満足度を示すものである。しかし、紛争解決率は、新民事訴訟法施行の前後を通じて、ほとんど変化がない。<sup>(17)</sup>

したがって、さらに利用者の満足度を高めるためには、「審理の公平」と「審理期間の短縮」を図る必要がある。利用者の実態調査によると、<sup>(18)</sup>「審理の公平」に影響を与えるのは、「対席による審理」である。また、「審理期間の短縮」は、証拠調べについては、集中証拠調べがそれなりに実現されているから、残る審理期間短縮の方策は、争点整理期間の短縮策である。

### 3 民事訴訟の IT 化・AI 化の前提条件

2017年10月から日本でも民事訴訟の IT 化の検討が始まった。検討課題は、IT 技術を活用した訴状等の提出（「e 提出」）、期日調整等の事件管理（「e 事件管理」）、ウェブ会議等による審理（e 法廷）等である。しかし、これらは、2000年代に私も参加した「司法制度改革と先端テクノロジー研究会」等で既に検討され、一定の成果物もあるし、民事訴訟法の改正によりテレビ尋問等を新設したものの、その利用は低迷し、「三分間弁論」による「形骸化した弁論」を1、2か月ごとに行うという「五月雨審理」の悪しき慣行は何ら変わることはなかったという歴史もある。

したがって、「形骸化した弁論」による「五月雨審理」の悪しき慣行を改めない限り、訴状の提出等を IT 化しても、FAX による書面の提出等がメールによる提出等にかわるだけで、審理期間の短縮や利用者の満足度の向上は多くは望めない。現行法でも、訴訟運営を工夫すれば、「弁論の

活性化」による「集中審理」を実現することができる。

民事訴訟の IT 化の前に改善すべきものは、現行の「形骸化した弁論」による「五月雨審理」である。本稿は、忘れられた手続である「書面による準備手続」を活用して弁論を活性化し、「集中審理」を実現する方策を提案するものである。

## 第 5 書面による準備手続の活用による集中弁論

### 1 日本の法曹体質との整合性

憲法の公開の精神や真実発見の理想等に照らすと、裁判官及び弁護士等が十分に準備し、口頭の弁論を活発にして、整理された争点を中心にして証拠調べを行うのが理想ではある。<sup>(19)</sup>日本の民事訴訟実務の最大の問題点は、「準備手続」と「弁論」とがいずれも極端な書面主義であることにある。このような極端な書面主義が横行している理由を探求して、その処方箋を書くことが重要である。

#### (1) 口頭の議論の必要性の乏しさ

争点整理において「準備書面交換儀式」が行われる理由は、口頭の議論が得意ではないという日本の法曹の特質もあるが、準備書面に全て書いてあるから口頭の議論の必要性が乏しいということにもあるともいえよう。<sup>(20)</sup>換言すれば、「三分間弁論」が横行する主要な理由は、口頭の議論の必要性が乏しいにもかかわらず、準備書面の内容を口頭弁論に上程するために五月雨式に口頭弁論期日を入れていることにある。口頭弁論への上程のためだけであれば、五月雨式に口頭弁論期日を入れる必要性はない。集中弁論を入れて、その際にまとめて既に提出された準備書面を陳述し、直ちに人証調べに入れば足りる。集中弁論では、人証調べの対象を明らかにするため、口頭の議論が必要となるから、必然的に弁論が活性化する。

## （２） 準備書面作成の圧力の必要性

「期日を入れてもらわないと準備書面を書く気にならない」とは、弁護士仲間でよく言われることである。しかし、これは、書面による準備手続において準備書面提出期間を設けることで足りる。新民事訴訟法施行により、準備書面提出期間を設ける裁判官が増えたが、その多くは、次定期日の1週間前に提出するように伝えるだけであり、工夫が足りない。期日前には、当事者双方から少なくとも各1通の準備書面の提出がされるよう、「原告の準備書面提出期間」とそれに対する「被告の準備書面提出期間」を決め、原告の準備書面の提出が遅れた場合には、裁判所のみならず被告からも準備書面の提出を督促することができるような配慮をすることで<sup>(21)</sup>対処することができる。

## （３） 裁判官の官僚的体質と弁護士の裁判官依存症

「減点主義」等が横行する「キャリアシステム」を採っている裁判官の人事制度を変えるのは、法改正等が必要であって、容易ではない。また、裁判官の民事訴訟運営に注文をつけて、それを換えようとする弁護士や弁護士会は、必ずしも多くはない。このことについては、裁判官の心証を気にする依頼者を抱えている弁護士としては、やむを得ない面がある。しかし、民事訴訟を最大の収入源とする弁護士は、少子高齢化時代に突入している日本において、民事訴訟は減少することはあっても、増加することは期待することができないことを念頭に置いて、民事訴訟の合理的な運営方法を提言すべきであろう。<sup>(22)</sup>最も合理的な争点整理手続が書面による準備手続である。

## 2 書面による準備手続の理論上の問題点

### （１） 開始要件（民事訴訟法175条）

#### ア 争点整理の必要性

書面による準備手続は、争点及び証拠の整理（通常、争点整理という。）のために設けられたものであるから、争点整理の必要性が必要である。し

かし、人証調べ前であれば、通常、争点整理が必要であるのであって、争点整理が不要であるにもかかわらず口頭弁論又は弁論準備を続けることは、許されないことである。したがって、書面による準備手続の開始の際に「争点整理の必要性」が問題となることはほとんどない。

### イ 相当性

書面による準備手続を開始するためには、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」であることが必要である。「当事者が遠隔の地に居住していること」は、相当性の代表例であり、「相当性」があれば足りる。

「相当性」は、書面による準備手続の立法趣旨から判断すべきところ、「国民に利用しやすい民事訴訟」を目標に、当事者及び訴訟代理人の時間的・経済的負担を軽減し、早期の争点整理を可能にするためにこの手続が導入されたのであるから、「当事者が遠隔地に居住していること」以外にも、訴訟代理人が多忙等の事情で期日が入らないことなども「相当性」を肯定する理由といえよう。<sup>(23)</sup>

実務では、この「相当性」の要件の有無が問題となって、書面による準備手続を断念して電話会議を利用した弁論準備手続を選択することが多いように思われる。しかし、電話会議を利用した弁論準備手続は、一方の当事者のみが期日に出頭し、裁判官と会話を交わすのであるから、これほど不公平な手続はない。弁護士はともかく当事者本人は、「電話会議以外で相手方は裁判官と会話しているのではないか」などと言って、極めて強い不信感を抱くのである。「公正かつ迅速な裁判」(民事訴訟法 2 条)を裁判官の責務と定めた民事訴訟法<sup>(24)</sup>の精神からすると、電話会議を利用した弁論準備よりは、電話会議を利用した書面による準備手続を選択すべきである。

### ウ 当事者の意見聴取

書面による準備手続を開始するに当たり、裁判所は、当事者の意見を聴取する必要がある。当事者の意見は、参考意見にすぎないが、当事者の意

見聴取の比重については、当事者が裁判所に出頭して争点整理を行うのが本来型であるとして、弁論準備を選択する際の意見聴取よりは相対的に大きな比重が与えられるとされている。<sup>(25)</sup>

しかし、弁論準備は、原則非公開である点で書面による準備手続と変わらず、電話会議を利用した弁論準備では、前記のとおり、一方の当事者のみが期日に出頭して裁判官と会話を交わすという不公平な面があるから、電話会議を利用する場合には、積極的に書面による準備手続を選択すべきである。

## （２）書面による準備手続の方法

### ア 裁判長主宰

書面による準備手続は、経験豊かな裁判官が行うのが相当であるとして、その主宰者を裁判長（高裁の場合には、受命裁判官も主宰者となることができる。）に限っている（民事訴訟法176条1項）。

しかし、地裁の単独事件では、担当裁判官が裁判長であるから、この要件が問題となることはほとんどない。

### イ 準備書面等の事前提出

裁判長等は、期日を開くことなく、準備書面及び書証の写しの提出等によって争点整理を行う。この場合、準備書面等の提出期間を定めなければならない（民事訴訟法176条2項・162条）。その際、裁判長等は、釈明権を行使し、書面による準備手続を終結する際には、当事者に対し、手続の結果の要約書面を提出させることができる（民事訴訟法176条4項・165条2項）。

なお、書証の偽造等が問題となるときには、書証の原本を閲覧する必要があるが、その場合には、口頭弁論期日を開くなどの必要がある。しかし、最近のコピー技術の向上によりそのような場合は極めて希である。

### ウ 電話会議システムの利用

裁判長等は、必要があると認めるときは、電話会議システムを利用することができる（民事訴訟法176条3項）。この場合の方法の詳細については、

通話者及び通話先の場所を確認する必要性があることなどが規定されている (民事訴訟規則91条 4 項・88条 2 項等)。

### (3) 争点整理の結果の確認

書面による準備手続は、非公開の手続であるから、「公開主義」(憲法82条 1 項)及び直接主義(民事訴訟法249条 1 項)の要請から、書面による準備手続の終結後の口頭弁論の期日において、準備書面の陳述及び書証の提出等を一括して行う必要がある。その際、争点の共通認識を持つために、裁判所は、証明すべき事実を当事者との間で確認するものとされ(民事訴訟法177条)、それを口頭弁論調書に記載しなければならない(民事訴訟規則93条)。

### (4) 詰問権

書面による準備手続を終結した事件について、要約書面の陳述や争点整理の結果の確認がされた場合には、その後に提出された準備書面等の攻撃防御方法に対しては、その相手方は、その遅延理由の説明を求めることができる。説明を求められた当事者は、期日においては、口頭でもできるが、それ以外では、書面で説明をしなければならない(民事訴訟規則94条 1 項)。期日における口頭の説明に対しては、相手方は、当該説明の内容を記載した書面の交付を求めることができる(民事訴訟規則94条 2 項・87条 2 項)。

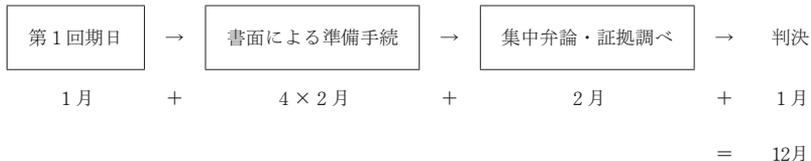
しかし、弁論準備では、このような詰問権が行使されることは必ずしも多くはない実情に照らすと、書面による準備手続においても、同様に詰問権が行使されることは少ないであろう。「公正かつ迅速な手続」にするべきであるとして、如何に精神論を説いても、実効性は乏しい。後れた攻撃防御方法を提出することができないような制度を構築することが重要である。そのようなものとして、「集中弁論」が挙げられる。「集中弁論」では、直ちに人証調べが予定されているから、集中弁論期日に新たな主張等をすることは、弁護士倫理等の観点からも事実上不可能であるし、集中証拠調べを実現した過去の実績からも集中弁論は実現可能であろう。

### 3 書面による準備手続（電話会議システム）の利用による 審理モデル

書面による準備手続による争点整理のような「準備書面交換型」の争点整理は、現在の実務では、主流のものである。争点が1、2点にすぎず、理論上も既に解明済みの事案においては、1回程度の口頭弁論（集中弁論期日）の前に訴状及び答弁書を含めて各計4通程度の準備書面を交換すれば、十分に争点を整理することができる。大切なことは、準備書面交換の過程において、裁判官が適宜釈明権を行使して、真の争点を提示することである。その際には、当事者の誤解を避けるために、場合によれば、集中弁論期日前に書面による「ディスカッションテーマ」の提示をすることが重要である。<sup>(26)</sup>

書面による準備手続を利用した審理モデルを図示すれば、以下のとおりである。

この審理モデルでは、期日回数は、判決言渡期日を除くと、計2回となり、審理期間は、10月となる。



#### (1) 第1回期日

第1回口頭弁論期日を入れることなく書面による準備手続を行うこともできるが、書面による準備手続を選択する際の当事者の意見の聴取の必要性等からも、第1回口頭弁論を開いた方が良好であろう。そのような必要性がない場合には、書面による準備手続から始めてもよい。通常、第1回

期日は、訴え提起後約 1 か月である。

## (2) 書面による準備手続

### ア 複数準備書面の事前交換

双方の弁論が噛み合って争点整理が深化するためには、期日前に準備書面が最低 1 通ずつ (計 2 通) 交換されていることが必要である。このような方法を採用すると、2 通の準備書面が陳述されるために 2 期日必要とされる現在の民事訴訟の争点整理期間 (口頭弁論期間又は弁論準備期間) を半減させることができる。その結果、平均モデルの計 8 回の争点整理回数 (口頭弁論 [主として事件の振分けがされる第 1 回口頭弁論を除く。] 回数 2 回 + 弁論準備回数 6 回) を 4 回程度に縮減することができる。仮に、最低 2 通の準備書面が事前交換される場合には、準備書面作成期間が最低 2 通分必要となることから、争点整理期日の間隔が若干長くなって約 2 月になることを考慮しても、審理期間は、約 8 か月 (協議日 4 回 × 期日間隔約 2 月) となる。

### イ 争点整理案提示

#### (ア) 争点整理が必要な事件

司法統計によると、約 50% が判決で終わり、そのうち約 60% が対席判決で終了している。したがって、対席判決で終わるのは、既済事件の約 30% (約 50% × 約 60%) である。その中には、被告が請求原因を自白する判決も多いから、私の実務経験から判断すると、争訟性が強いものは、既済事件の約 20% であると思われる。

また、司法統計によると、既済事件の約 33% は、和解で終了している。その中には、被告が第 1 回口頭弁論から請求原因を認めて、和解成立に至るものも多いから、私の実務経験から判断すると、争訟性が強くて争点整理が必要なものは、既済事件の約 20% であると思われる。

他の終局区分は、取下げや認諾等であるから、争点整理が必要なものは少ない。

以上によれば、争点整理の程度はともあれ争点整理が必要なものは、手

持ち件数の約40%（判決で終了した約20%+和解で終了した約20%）にすぎない。

#### （イ） 争点に関する共通認識

議論が噛み合わない弁論を避けるためには、双方の準備書面が提出された段階において、裁判官は、争点についての双方の理解度を確認し、争点に関する当事者の理解が異なっている場合には、「ディスカッションテーマ」（簡易型争点整理案）を作成し、これを期日前に当事者双方に送付しておくことが必要である。そうすることにより、当事者も、争点を的確に理解して弁論を準備することができ、弁論が活性化することとなる。

#### （ウ） 争点整理案の内容

##### a 主張整理と法的観点

まず、裁判官は、当事者の主張を整理した上で、当事者の主張の論理性ないし一貫性を検討し、矛盾や自らが考えている法的観点があれば、公平に配慮して、それを指摘する<sup>(27)</sup>。

##### b 暫定的心証

次に、裁判官は、提出済みの書証に基づいて、書証と主張との整合性の有無を検討し、主張の裏付けが不十分であると考えられる場合には、当事者に対し、さらなる立証を促す。

#### （エ） 提示時期

「準備書面交換型」においては、裁判官は、双方の準備書面等を検討し、主張の合理性（論理性等）がない場合や争点に関する認識が異なっている場合等には、次回の協議日の約1週間前に、口頭又は書面によって、口頭の弁論の対象を明らかにした「ディスカッションテーマ」を提示することが重要である。

#### （オ） 作成負担軽減策

裁判官が「ディスカッションテーマ」書面を作成するに当たり留意すべきことは、判決に活用することができるような「ディスカッションテーマ」書面を作成することである。多くの裁判官は、争点整理案を作成する

に当たり、判決に利用することができないようなものを作成しているが、これは、極めて不経済である。

### ウ 適切な協議日運営

#### (ア) 対話型の30分間弁論

「準備書面の交換」と「ディスカッションテーマ」により十分に準備された協議日を活性化するためには、20分ないし30分程度の審理時間が必要である。

そして、私（Nコート）の経験では、「ディベート型弁論」は、日本の弁護士にとって不慣れなもののようにあり、「対話型弁論」の方が日本の弁護士に合っていると思われる。

「対話型弁論」においては、日常会話と同じように、裁判官、原告、被告の三者間で対話をしていくうちに、自然と争点整理がされ、無駄な主張や人証申請が撤回され、当事者間に争点に関する共通認識が生まれてくる。日本の弁護士は、弁論が下手であるなどと批判されるが、私の法廷（Nコート）では、多くの弁護士は、充実した立派な弁論（対話）をされていた。裁判官の工夫の無さが「弁論の形骸化」の大きな要因であるように思われる。

#### (イ) 法的観点の議論等

##### a 法的観点等をめぐる議論

裁判官は、協議日前に「ディスカッションテーマ」の提示により、当事者の主張の論理性ないし一貫性に関する問題点等を指摘しているが、協議日においては、指摘した法的観点等を説明し、当事者から、自由な批判を受けることが重要である。裁判官の考え方等に対する批判を受けることこそが適正な裁判への早道である。

##### b 暫定的心証をめぐる議論

次に、心証の誤りを防ぐためには、裁判官は、「ディスカッションテーマ」の提示によって開示した暫定的心証について説明し、当事者の意見を聴くことが大切である。

#### （ウ） 記録の合理化（乗り降り自由な弁論）

争点整理は、人証調べの対象を明確にするためのものであるから、集中証拠調べの前までに争点が確定していれば足りる。したがって、争点の確定までは、当事者は、自白等を気にすることなく、「乗り降り自由」な弁論をすることが大切である。私（Nコート）は、争点整理手続の冒頭において、当事者双方に対し、「争点整理は、乗り降り自由である」旨説明し、当事者双方の了解をとっているから、当事者から、「自白が成立している」として、主張の撤回等に異議を述べられたことは稀であった。

したがって、書記官においては、協議日における弁論の詳細な経過を記録する必要はなく、準備書面の提出等を記載する程度で十分である。また、書面による準備手続の終了後の口頭弁論期日における証明すべき事実の確認においても、争点の概略を記載すれば足りる。争点整理の経過は、提出された準備書面をみれば、容易に理解することができるからである。書記官は、その高い能力に照らすと、「書き役」にとどまらず、Nコートが提唱した「コートマネージャー」ないしは「調査官」としての仕事<sup>(28)</sup>を重視すべきであろう。

### （3） 集中弁論・証拠調べ（和解）

#### ア 争点の確認等

書面による準備手続が終結した後の口頭弁論期日は、当事者の人証調べの準備のため約2か月後に入れる。集中弁論では、それまでに提出した準備書面の陳述や書証の提出等が行われ、争点の確認（証明すべき事実の確認）の後、直ちに人証調べに入る。

#### イ 工夫した集中証拠調べ

集中証拠調べは、通常3人程度の人証であるから、人証の汚染防止の観点からすると、1期日で終わるのが望ましい。また、集中証拠調べでは、真実発見のためには、現在のような「機械的集中証拠調べ」（単純に複数の人証調べを同一期日に行うもの）ではなく、対質等を駆使した「工夫した集中証拠調べ」（Nコートが提唱する「ハイブリッドモデル」のようなもの）を

すべきである。<sup>(29)</sup>

### ウ 意見交換と対席和解

集中証拠調べの直後には、裁判官と両当事者との間で最終弁論を兼ねた「意見交換」をすべきである。それによって、裁判官の心証の誤りを修正することができるし、当事者も裁判官の心証を把握することができ、和解の機運が高まる。<sup>(30)</sup>

集中証拠調べ後の和解は、当事者間の公平を維持するために「対席和解」を原則とすべきである。<sup>(31)</sup>

## 第 6 民事訴訟の課題

### 1 少子高齢化社会・経済の空洞化への対応

日本は、既に少子高齢化（人口減少）社会に突入し、生産年齢人口（15歳から64歳まで）が激減し、生産工場の海外移転等の経済の空洞化も急速に進んでいる。民事訴訟事件は、人口と経済取引数に応じて増加するか又は減少する。したがって、少子高齢化社会では、近い将来、民事訴訟は、予想外の現象が生じない限り、減少するか、大幅に増えることはないものと思われる。また、民事訴訟を主たる収入源とする現行の弁護士業務が変わらない限り、一定額以上の請求額の訴訟でない、弁護士費用を負担してまで民事訴訟を提起するメリットもないから、弁護士数が激増したからといって直ちに民事訴訟数が激増するということも予想されない。

このように民事訴訟の縮小傾向が続く社会では、法曹は、いかなる役割を演ずるべきであろうか。まずは、生産年齢人口の減少と平行して、司法に携わる人々が減少するのであるから、事務の合理化が必要となつてこよう。「三分間弁論」のごとき非効率な訴訟運営は、速やかに改善し、尋問調書作成等の機械的な仕事については、後記のとおり、IT や AI 等の活用を検討してもよからう。

## 2 法曹界の自由闊達さ

前記のとおり、日本の裁判官の人事制度は、行政官僚と同じく「キャリアシステム」を採っている。キャリアシステムの下では、「遊ばず仕事せず」が官僚の出世の秘訣といわれるとおり、「減点主義」が横行し、上司の顔色ばかりを気にする「平目」のような者が増え、悪しき「官僚主義」がはびこることとなる。

ところが、新民事訴訟法の起爆剤となったのは、先見の明がある所長等の下で自由闊達な雰囲気があった大阪地裁等における先駆的裁判官やこれに協力的な弁護士等である。減点主義が横行する人事制度の下では、先輩の裁判官等が行ってこなかった「集中証拠調べ」等を実施する際には、かなりの精神的負担が大きかったものと思われる。「元の木阿弥状態」にある民事訴訟の中でも、「集中証拠調べ」が現在もなお行われているのは、心広い管理者、意欲的な裁判官及び協力的な弁護士がたまたま同時に存在したことによる。このような偶然が重ならないと、集中証拠調べは、実現されなかったものと思われる。

ところで、人事制度は、法改正を要するから、直ちに変えることはできない。確かに、所長等の管理者は、より良き民事訴訟を目指してチャレンジする裁判官等を高く評価するということが可能である。しかし、日本のような減点主義が横行する裁判官の世界では、現場の第一線で活躍する裁判官にこのような勇気を求めることは酷であろう。日本の民事訴訟改革の鍵を握っているのは、最高裁長官を含む管理者である。したがって、元の木阿弥状態にあるというのであれば、それは一重に最高裁長官等の管理者の責任であろう。

## 3 研究者と法曹との交流

欧米の法学研究者は、大部分の者が司法試験等に合格し、実務経験も有している。これに対し、日本の研究者は、これまで外国文献の翻訳が中心

であったこともあって、外国文献の読解が中心であり、実務経験を有していない上に司法試験も合格していない者が多い。そのようなことから、多くの民事訴訟研究者は、実務経験を有しなくとも研究することが容易な「訴訟の開始」(訴えの利益等)と「訴訟の終了」(既判力等)を中心に研究している。

しかし、民事訴訟の中心は、「訴訟の審理」である。法科大学院には、実務家養成機関であるにもかかわらず、実務教育が足りないなどの批判もあるが、研究者と実務家との交流が深まったという大きな功績もある。今後、法科大学院を修了した者が実務経験を積んで法学研究者として後輩の指導をすることが待たれる。

#### 4 IT と AI の活用

三分間弁論が典型であるが、現在の民事訴訟は、極めて効率が悪い。準備書面や書証の提出等は、セキュリティ対策を十分に講ずることが前提であるが、IT を活用する余地が多い。既に韓国では、民事訴訟の電子化が実現し、ペーパーレス化している。

また、AI (人工知能) は、「機械学習」から「ディープラーニング」へと進化している。「機械学習」では、人間が AI に法則を教える必要があるが、「ディープラーニング」では、AI が自ら学習してルールを見出す。AI は、ビッグデータ (サイズの大きさ、種類の多様性及び発生頻度・更新頻度の早さを兼ね備えたデータ) を処理するものであるから、判例に事実関係を当てはめることが中心の民事訴訟でも、その有効活用が期待される。例規を根拠とした事務作業を行う公務員等の仕事は、近い将来、AI によって代わられるといわれる。現に有力企業では、人事評価に AI を利用しているといわれる。しかし、人間が直接他人と接触して判断する必要がある「人対人」のアナログの仕事 (交渉等) は、AI に向かないと思われる。

今後、さらに AI が進化すれば、判例や文献の収集等のみならず、一定の事実関係を条件として与えれば、判決作成も可能になるのではないかと

も思われる。そのような事務の合理化は、労働力減少が著しい「少子高齢化時代」にふさわしいものといえよう。<sup>(32)</sup>

（本稿は、敬愛する山梨学院大学の椎橋邦雄教授の追悼論文を兼ねる。椎橋教授は、早稲田大学大学院法学研究科博士課程では、鈴木重勝教授のご指導を受けられた。私は、椎橋教授からは、ドイツ法とアメリカ法という違いはあるものの、同じ民事訴訟法の研究を志したものとして、心温まるご指導を受けた。私は、椎橋教授に同行してもらい、学生を引率して、欧米や中国等を見学したことをなつかしく思い出す。その際には、椎橋教授の流暢な英語に大いに助けられた。ここに、椎橋教授のご冥福を祈るとともに、ささやか研究の成果を献呈したい。）

- (1) 小山稔「わが国における民事訴訟促進方策の歩み」判タ601号19頁以下（1986年）、同「民事訴訟制度改革の軌跡」自正40巻8号32頁以下（1989年）。
- (2) 池田辰夫教授は、大阪地裁を中心とする「民事訴訟改革運動」について、「日本のシュトゥッガルト」と評されている（池田辰夫「日本のシュトゥッガルト」をめぐす新たな挑戦」判タ848号69頁以下（1994年）。
- (3) 小山稔「平成民事訴訟法改正」法教351号12頁以下（2009年）。また、東京地裁ブラクティス委員会第二小委員会による弁護士に対するアンケートによっても、期日における相手方との口頭の議論は、あまりされていないようである（判タ1396号11頁〔2014年〕）。
- (4) 司法統計については、逐一出典を掲げないが、司法統計年報のほか、最高裁事務総局発行『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』（2005年版、2007年版、2009年版、2011年版、2013年版、2015年版、2017年版）、毎年刊行されている最高裁判所『裁判所データブック』を参照し、比較対象年とした平成5年と平成15年については、最高裁判所事務総局民事局『平成5年度民事事件の概況』法曹時報46巻10号99頁以下（1993年）と同局『平成15年民事事件の概況』法曹時報56巻11号21頁以下（2003年）を参照した。なお、平成11年までの統計であるが、民事訴訟の統計については、林屋礼二・菅原郁夫編著『データムック 民事訴訟』（有斐閣、第2版、2001年）が詳しい。また、林道晴ほか「改正民事訴訟法の10年とこれから（1）」ジュリ1366号（2008年）120頁以下にも、豊富な統計が紹介されている。
- (5) 新民事訴訟法施行による影響については、高橋宏志ほか「民事訴訟法改正10年、そして新たな時代へ」ジュリ1317号（2006年）6頁以下を参照されたい。
- (6) 西口元「弁論活性化研究—残された民事訴訟改革の課題—」梅善夫先生・遠藤賢治先生古稀祝賀『民事手続における法と実践』234頁（成文堂、2014年）参照。

- (7) 旧民事訴訟法(平成8年の民事訴訟法改正前の民事訴訟法)下の審理については、西口元「チームワークによる汎用的訴訟運営を目指して(1)」判タ846号10頁以下(1994年)を参照されたい。
- (8) 口頭弁論においては、当事者間の自由な弁論が予定されているはずであるが、民事訴訟法においては、裁判官の釈明権や当事者の求問権の規定(149条)はあるものの、当事者間の弁論を直接定めた規定はない。これに対し、ドイツ民事訴訟法においては、裁判官は、当事者間の自由な弁論(137条2項)に加わり、当事者と討論する義務を負っている(139条1項)。日本の民事訴訟法の法文上は、弁論は、裁判官を通じた間接的な弁論にとどまっている。その理由は、必ずしも明らかではない。おそらく当事者間で自由な議論をさせると、争点とは関係がない点についてまで議論されて收拾がつかないことになることを危惧したものと思われる。しかし、争点整理手続で争点が明らかにされているし、裁判所は、争点とは関係がない弁論をする当事者に対しては、訴訟指揮権(民事訴訟法148条)を発動して、その発言等を制限すれば足りる。裁判所が争点を提示して、それについて当事者間の議論を聞くことにより、裁判官の争点の把握の誤り等を発見することが容易となるのである。なお、2011年12月22日現在のドイツ民事訴訟法の紹介は、法務大臣官房司法法制部編『ドイツ民事訴訟法典』(法曹会、2012年)が詳しい。
- (9) 私は、毎年、国立台湾大学等との研究会に出席し、研究会の合間には、台湾の地方法院等を見学している。地方法院の民事事件の審理は、約20分から1時間をかけて、公開法廷において、口頭で争点整理をし、その結果を法廷で確認している。台湾の民事訴訟法は、日本の民事訴訟法と同じ大陸法系のものであるが、「三分間弁論」は、どうも日本独自のもののようである。
- (10) 憲法と民事訴訟との関係については、西口元「訴訟と非訟」植木哲先生古稀記念論文集『民事法学の基礎的課題』265頁以下(勁草書房、2017年)が詳しい。
- (11) 民事訴訟上の事実は、経験則を適用して証拠に基づいて認定される。経験則とは、経験から得られた事物に関する知識や法則をいうが、経験則を適用して認定される事実の証明度(確率)は、「高度の蓋然性」(約8割がた確かであるとの判断)とされている(中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義』388頁(有斐閣、第3版、2018年))。
- (12) 争点を提示して当事者間で議論させると、無理な主張をしている当事者は、返答に窮することが多々ある。口頭の議論が不得手な当事者もいることを考えると、このような態度のみから主張の真实性を判断することは、慎重にすべきであるが、そのような返答に窮するような主張は、その後の人証調べ等による事実認定に反するものが多い。なお、菅原郁夫教授は、心理学の観点から、貴重な提言をされておられる(菅原郁夫『民事裁判心理学序説』(信山社、1998年)、同『民事訴訟政策と心理学』(慈学社、2010年))。
- (13) 争点整理手法等については、いわゆる「井垣コート」や「Nコート」がよく知られている。その分かりやすい審理フローチャートは、西口元ほか「チームワークに

- よる汎用的訴訟運営を目指して」判タ858号64頁以下（1994年）に掲載されている。
- (14) 大阪地裁と大阪弁護士会の「集中証拠調べ」の取組みは、安原清蔵ほか「争点整理及び集中証拠調べをめぐる諸問題」判タ848号4頁以下（1994年）、伊藤眞ほか「民事集中審理の実際—東京地裁・大阪地裁における試み」判タ886号4頁以下（1995年）等に詳しく紹介されている。また、証人予定者が自らの経験等を記載する「陳述書」は、書面審理が行われる保全事件の審理で利用されていたものである。それをパブルの影響で多数の離婚訴訟等が提起され、処理不能な状態に陥った東京地裁の当時の「人事部」（民事1部）が緊急避難として利用したものである。私は、その当時、「人事部」に所属し、300件を超す手持ち事件の処理に追われた経験を有する。開廷日に計3件程度の人証調べ（1件当たり約1時間から1時間半の証拠調べ時間）が入り、その記録が書記官作成の要領調書ということもあって、苦労したことを記憶している。そのような人証調べの負担を軽減するために、道行き部分を中心にして陳述書に記載してもらうことにして、人証調べ時間を削減しようとしたものである。しかし、陳述書の内容は、弁護士の作文のようなものが大部分であり、その信用性については、極めて慎重に検討していた。ところが、現在の民事事件担当の裁判官は、陳述書の信用性について、疑問を抱かないものが多いように思われる。私が「陳述書については、問題もあるので、慎重に検討されたい」旨述べても、「陳述書に何か問題があるのですか。陳述書がなければ、集中証拠調べはやれません」という若手の裁判官もいる。
- (15) 主観的遅延とは、今後の進行が不透明であることから、当事者が訴訟遅延を感じることをいう。当事者は、民事訴訟の審理は長いものであると理解しているので、その不満は、主観的遅延に基づくものが多いように思われる。
- (16) 日本の民事訴訟における和解率は、約30%にすぎない。これに対し、アメリカでは、約95%の民事訴訟がトライアル（集中審理）前で和解で解決している（司法研修所編『アメリカにおける民事訴訟の運営』43頁以下（法曹会、1994年））。事件の性質や証拠開示制度等の司法制度の違いもあり、一概にはいえないが、少なくとも日本の弁護士の裁判所依存傾向は強いといってもよからう。
- (17) 新民事訴訟法下の民事訴訟に対する当事者の満足度については、西口・前掲（6）「弁論活性化研究」230頁以下を参照されたい。
- (18) 菅原・前掲（12）民事訴訟政策と心理学229頁以下。
- (19) 弁論活性化方策については、竜崎喜助「弁護士からみた弁論の活性化」ジュリ780号16頁以下（1982年）が詳しい。なお、口頭主義の理念等については、畔上英治「民事訴訟における口頭主義の実践」判タ150号9頁以下（1963年）が詳細な議論を展開している。これは、50年以上前の論考であるが、その口頭弁論形骸化批判は、新民事訴訟法下の実務についてもそのまま当てはまるものである。実務改善の歩みがいまにも遅いと感じるのは、私に限られないであろう。また、口頭弁論の歴史的意義等については、竹下守夫「口頭弁論」の歴史的意義と将来の展望』講座 民事訴訟4 審理』（弘文堂、1985年）1頁以下を参照されたい。さらに、口頭弁論の活性化をめ

ぐる詳細な議論は、新堂幸司ほか「弁論の活性化」ジュリ780号38頁以下(1982年)において展開されている。

- (20) 民事訴訟を担当していた当時、弁護士に対し、「準備書面の概略を説明して下さい」と要求すると、その弁護士は、「準備書面を読めば分かります」と言って説明を拒否するか、嫌な表情を浮かべて「裁判官が言われるので、準備書面の概略を説明します」などと言うことが多かった。
- (21) 準備書面提出の工夫については、西口元「民事訴訟改革三本の矢—失われた15年となるか?—」Law & Practice 8号220頁以下(早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会、2014年)を参照されたい。
- (22) 民事訴訟の事件数は、人口と経済取引の数に左右される。少子高齢化時代では、生産年齢人口(15歳から64歳まで)が激減するのであるから、予想外のことが起こらない限り、自然と民事訴訟は減少する。現在でも、既に飲食業等では、人手不足が深刻化している。裁判所や弁護士界のみが潤沢な労働力に恵まれるということはない。
- (23) 書面による準備手続の立法趣旨については、法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』209頁(商事法務研究会、1996年)を参照されたい。
- (24) 日本の法曹は、公平(フェアネス)の感覚がグローバル・スタンダードとは少し違うようである。交互面接和解や電話会議システムを利用した弁論準備等は、このようなフェアネスの意識の乏しさを如実に物語っている。なお、フェアネスの重要性については、谷口安平・坂元和夫編著『裁判とフェアネス』(法律文化社、1998年)が詳しい。
- (25) 賀集唱ほか編『基本法コンメンタール民事訴訟法2』135頁〔加藤新太郎〕(日本評論社、2012年)参照。
- (26) 「ディスカッションテーマ」は、判例の射程範囲等の解釈論を含めて口頭の議論が必要な争点を整理したものである。「ディスカッションテーマ」は、事実整理を中心とした争点整理案と比べて、法解釈についても議論のテーブルに載せた点に特色がある。法解釈や経験則についての議論が少ない日本の民事訴訟の実務を改善するためである。なお、準備書面交換型の争点整理手法については、西口・前掲注(21)「民事訴訟改革三本の矢」222頁以下によった。
- (27) 法的観点指摘義務については、阿多麻子「法的観点指摘義務—裁判官の行為準則として」判タ1004号26頁以下(1999年)が詳しい。
- (28) Nコートが提唱した書記官像については、書記官未来研究会「調査官としての書記官—コートマネージャーの発展—」Court Clerk183号9頁以下(2000年)が詳しい。
- (29) 「ハイブリッドモデル」については、西口・前掲注(21)「民事訴訟改革三本の矢」230頁以下、西口元「争点整理と人証調べとの関係—合理性テストの限界とハイブリッドモデル—」吉村徳重先生古稀記念論文集『弁論と証拠調べの理論と実践』317頁以下(法律文化社、2002年)を参照されたい。

- (30) 集中証拠調べ後の「意見交換」は、当事者に対する不意打ちを防ぐためにも重要である。これに関連したことであるが、現在の刑事訴訟実務では、証拠調べが終了した後、検察官が論告を、弁護人が最終弁論をそれぞれ一方的に述べている。このようなことをするので足りるのであれば、裁判官を含めて関係者全員が一堂に会することは不要であろう。関係者全員が一堂に会した以上、そこでは、犯罪事実の有無や量刑等を含めて意見交換をすべきであろう。
- (31) 対席和解の重要性については、西口元「和解協議方法を巡る諸問題—調停型和解から交渉型和解へ」草野芳郎先生古稀記念論文集『和解は未来を創る』155頁以下（信山社、2018年）を参照されたい。また、交互面接和解の問題点については、石川明『訴訟上の和解』（信山社、2012年）122頁以下が詳しい。石川教授は、当事者の手続保障や裁判官の中立性維持の観点から対席和解を提唱された上、裁判官の中立性維持の観点からは、当事者が交互面接和解を希望しても、それを許すことは、憲法76条（更には82条等）に違反する旨を力説される。
- (32) AIの進化と活用等については、多数の論考がある。手軽なものとしては、小林雅一『AIの衝撃—人工知能は人間の敵か』（講談社現代新書、2015年）がある。